

## 茨木市市民総合センターの使用に係る登録団体に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市市民総合センター条例（平成元年茨木市条例第9号）第12条第1項に規定する教育関係団体、同条例第21条第1項に規定する労働関係団体及び同条例第24条第1項に規定する消費生活関係団体としての登録について必要な事項を定めるものとする。

(登録団体の要件)

第2 教育関係団体として登録を受けることができるものは、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 茨木市教育委員会と協働・連携し、学校園教育の充実、推進に資する団体であること。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の趣旨を踏まえ、茨木市市民総合センター（以下「センター」という。）の設置目的に適合する活動を恒常的に行っている団体であること。
- (3) 定款、規約、会則等による運営がなされている団体であること。
- (4) 予算及び決算がある団体であること。
- (5) 営利、政治又は宗教的活動を目的としない団体であること。
- (6) 市内に活動の本拠を有している団体（本部は市外にあるが、支部としての活動の本拠を市内に有している団体を含む。）であること。
- (7) 市民又は市内に在勤し、若しくは在学する者で構成され、一定人員（組織人員数が10人以上）が確保されている団体であること。

2 労働関係団体として登録を受けることができるものは、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 労働組合法（昭和24年法律第174号）に基づき設立された組合及び勤労者の福祉向上に関する事業を行う団体で、センターの設置目的に適合する活動を恒常的に行っている団体であること。
- (2) 定款、規約、会則等による運営がなされている団体であること。
- (3) 予算及び決算がある団体であること。
- (4) 営利、政治又は宗教的活動を目的としない団体であること。
- (5) 市内に活動の本拠を有している団体（本部は市外にあるが、支部としての活動の本拠を市内に有している団体を含む。）であること。
- (6) 市民又は市内に在勤し、若しくは在学している者で構成され、一定人員（組織人員数が10人以上）が確保されている団体であること。

3 消費生活関係団体として登録を受けることができるものは、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 消費者の権利・利益の維持、擁護を目的又は活動内容に含み、センターの設置目的に適合にする活動を恒常的に行っている団体であること。
- (2) 定款、規約、会則等による運営がなされている団体であること。

- (3) 予算及び決算がある団体であること。
- (4) 営利、政治又は宗教的活動を目的としない団体であること。
- (5) 市内に活動の本拠を有している団体（本部は市外にあるが、支部としての活動の本拠を市内に有している団体を含む。）であること。
- (6) 市民又は市内に在勤し、若しくは在学している者で構成され、一定人員（組織人員数が10人以上）が確保されている団体であること。

（登録の申請）

第3 教育関係団体、労働関係団体又は消費生活関係団体として登録を受けようとするものは、茨木市市民総合センター団体登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 団体の定款、規約、会則又はこれらに準ずるもの
- (2) 予算書及び決算書
- (3) 活動実績及び活動計画が分かる事業概要等
- (4) その他市長が必要と認めるもの

（登録）

第4 市長は、第3の規定による申請があった場合は、第2に規定する団体に該当するかどうかを審査し、該当すると認めるときは、茨木市市民総合センター登録団体名簿（様式第2号）に登録し、申請者に対し茨木市市民総合センター団体登録通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録した場合は、登録内容をセンターの指定管理者に通知するものとする。

（登録の有効期間及び更新）

第5 登録の有効期間は、登録の日から3年以内の市長が別に定める日までとする。

2 前項の有効期間は、登録を受けたもの（以下「登録団体」という。）の申請により更新することができる。

3 前項に規定する更新については、第3及び第4の規定を準用する。

4 前2項の規定にかかわらず、登録団体のうち、茨木市公の施設使用料免除団体審査会条例（平成22年茨木市条例第41号）第3条の規定による茨木市公の施設使用料免除団体審査会の審査により教育センター、労働センター又は消費生活センターの利用料金を免除することが妥当とされた団体に係る登録の有効期間は、当該利用料金を免除することが妥当とされている期間において、自動的に更新されるものとする。

（変更の届出）

第6 登録団体は、第3第1項の申請書又は添付書類の記載事項に変更が生じたときは、速やかに茨木市市民総合センター団体登録変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（登録の廃止）

第7 登録団体は、登録を廃止しようとするときは、茨木市市民総合センター団体登録廃止届（様式第5号）により、その旨を市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該登録を廃止する。

- 3 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を廃止することができる。
  - (1) 第2に規定する団体に該当しなくなったとき。
  - (2) 虚偽その他不正な行為により登録を受けたとき。
  - (3) 茨木市市民総合センター条例及び茨木市市民総合センター条例施行規則（平成17年茨木市規則第51号）の規定に違反したと認められるとき。
  - (4) 同一団体が他部門の関係団体として登録を受けたとき。
  - (5) 第5第1項の有効期間が満了し、第5第2項又は第4項の規定による更新がされなかったとき。

（団体連絡室の利用）
- 第8 労働団体連絡室を利用することができるものは、第1号から第4号までのいずれにも該当し、かつ、第5号又は第6号のいずれかに該当する団体とする。
  - (1) 第4の登録団体名簿に労働関係団体として登録されている団体であること。
  - (2) 3年以上の活動実績が認められる団体で、今後も恒常的な活動を行う団体であること。
  - (3) 団体の活動範囲が市域内であること。
  - (4) 市民団体として活動の拠点を確保することが困難な団体であること。
  - (5) 全市域的な活動をする団体で、下部組織等が市域内にある団体であること。
  - (6) 一定人員（組織人員数が30人以上）が確保されている団体であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、労働関係団体に該当する団体は、同項に規定する団体の利用がない場合に限り、労働団体連絡室を利用することができる。
- 3 消費者団体連絡室を利用することができるものは、第1号から第5号までのいずれにも該当し、かつ、第6号又は第7号のいずれかに該当する団体とする。
  - (1) 第4の登録団体名簿に消費生活関係団体として登録されている団体であること。
  - (2) 3年以上の活動実績が認められる団体で、今後も恒常的な活動を行う団体であること。
  - (3) 団体の活動範囲が市域内であること。
  - (4) 市の助成団体であること。
  - (5) 市民団体として活動の拠点を確保することが困難な団体であること。
  - (6) 全市域的な活動をする団体で、下部組織等が市域内にある団体であること。
  - (7) 一定人員（組織人員数が30人以上）が確保されている団体であること。
- 4 前項の規定にかかわらず、消費生活関係団体に該当する団体は、同項に規定する団体の利用がない場合に限り、消費者団体連絡室を利用することができる。

## 附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。ただし、附則第3項の規定は、平成23年10月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 この要綱の実施の際、現に「茨木市市民総合センター」の使用に係る登録団体の選定要件等についての取扱要領（平成元年8月1日実施）の規定によりなされた登録のうち、第2に規定する団体に関する登録は、この要綱の相当規定によりなされた登録とみなす。

（この要綱の一部改正）

- 3 この要綱の一部を次のように改正する。

第1中「に規定する教育関係団体、同条例第21条第1項」を削り、「第24条第1項」を「第21条第1項」に改める。

第2中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

第3各号列記以外の部分中「教育関係団体、労働関係団体」を「労働関係団体」に改める。

第5第4項中「教育センター、労働センター」を「労働センター」に改める。

様式第3号中「（教育・労働・消費生活）」を「（労働・消費生活）」に改める。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

（申請先）茨木市長

茨木市市民総合センター団体登録申請書

茨木市市民総合センターの使用に係る関係団体としての登録を、次のとおり申請します。

申請者	団体の名称			
	代表者名			
	所在地	電話 ー		
団体の種類				
団体の設立年月日		年 月 日	活動実績年数	年
組織人数		人		
活動目的				
活動内容				

備考

- 1 次の書類を必ず添付してください。
  - (1) 団体の定款、規約、会則又はこれらに準ずるもの
  - (2) 予算書及び決算書
  - (3) 活動実績及び活動計画が分かる事業概要等
  - (4) その他参考資料
- 2 この申請書又は添付書類の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。

様式第2号（第4関係）

茨木市市民総合センター登録団体名簿

（コードNo.            ）

（            ）行

整理番号	新			規	整理番号	変			更
	団体の名称		代表者名			団体の名称		代表者名	
	所在地	TEL        —				所在地	TEL        —		
	団体の名称		代表者名			団体の名称		代表者名	
	所在地	TEL        —				所在地	TEL        —		
	団体の名称		代表者名			団体の名称		代表者名	
	所在地	TEL        —				所在地	TEL        —		
	団体の名称		代表者名			団体の名称		代表者名	
	所在地	TEL        —				所在地	TEL        —		
	団体の名称		代表者名			団体の名称		代表者名	
	所在地	TEL        —				所在地	TEL        —		
	団体の名称		代表者名			団体の名称		代表者名	
	所在地	TEL        —				所在地	TEL        —		
	団体の名称		代表者名			団体の名称		代表者名	
	所在地	TEL        —				所在地	TEL        —		
	団体の名称		代表者名			団体の名称		代表者名	
	所在地	TEL        —				所在地	TEL        —		

様

茨木市市民総合センター団体登録通知書

年 月 日付けの茨木市市民総合センターの使用に係る関係団体としての登録の申請については、審査の結果、貴団体を（教育・労働・消費生活）関係団体として登録団体名簿に登録しましたので通知します。

なお、次のことについて厳守してください。

1 登録後、申請書若しくは添付書類の記載内容に変更が生じた場合又は貴団体において、登録を廃止しようとする場合は、速やかに届け出てください。

2 登録の有効期間は、登録の日から 年 月 日までです。有効期間の満了日までに更新の手続きをしてください。なお、更新手続の年に次年度の免除団体として承認された団体については、自動的に更新されます。

3 次の場合は、登録を廃止します。

(1) 登録団体としての要件を欠いていることが判明したとき。

(2) 申請書又は添付書類に虚偽の記載が判明したとき。

(3) 茨木市市民総合センター条例及び茨木市市民総合センター条例施行規則の規定に違反したとき。

(4) 貴団体が他部門の関係団体として二重の登録を受けたことが判明したとき。

(5) 免除団体以外の団体が、更新時期に更新の手続きをしないとき。

様式第4号（第6関係）

年 月 日

（届出先）茨木市長

茨木市市民総合センター団体登録変更届

次のとおり茨木市市民総合センター団体登録の変更を届け出ます。

届 出 者	団体の名称	
	代表者名	
	所在地	電話 ー
団体の種類		
変更内容		
変更理由		



様式第5号（第7関係）

年 月 日

（届出先）茨木市長

茨木市市民総合センター団体登録廃止届

次のとおり茨木市市民総合センター団体登録の廃止について届け出ます。

届出者	団体の名称	
	代表者名	
	所在地	電話 ー
団体の種類		
廃止の理由		